

藤田広美『解析 民事訴訟』＜2刷＞訂正箇所一覧

- 13 頁 [1] 通説 の1行目から2行目にかけて
「するならば」→「して」
- 14 頁 [2] 有力説 の6行目
「これは」→削除
- 28 頁 下から3行目
「甲が①を否認（又は不知[民訴法159条2項]との認否をしたために）」
→ 「甲の否認（又は不知[民訴法159条2項]の認否を前提に）」
- 35 頁 下から10行目 「訴訟上請求」→「訴訟上の請求」
- 38 頁 11～12行目 「構築されていると考えられてきました」→「理解されてきました」
- 45 頁 10行目 「実務においては」→「実務において」
12～13行目
「記載がみられるのは」→「記載がみられることからは」
「理解していないことが窺えます」→「理解されていないことを示すものといえます」
- 47 頁 3行目 「決められている旧理論には」→「決められているとする旧理論には」
17行目 「さらに」→「さらなる」
- 49 頁 下から2行目 「訴訟物論争における」→「訴訟物論争において」
- 53 頁 最終行 「制約を課す」→「制約原理として機能する」
- 54 頁 3行目 「証拠によってこれを認める」→「証拠によって認める」
- 58 頁 下から7行目末尾 「実体法上の解釈問題を指摘」→「解釈問題の存在を指摘」
- 74 頁 ポイントを落とした部分の青文字タイトル 「反事実」→「反真実」
- 78 頁 8行目 「裁判所の釈明権発動に明確な指標を与える証明責任説は、証明責任の所在と齟齬して首尾一貫しない陳述をした場合には任意の撤回を認めることが合理的ですので、訴訟実践的には証明責任説が相当ではないかと思われます。」
↓
「裁判所の釈明権発動に明確な指標を与える証明責任説が相当であると思われます。証明責任の所在と齟齬して首尾一貫しない陳述をした場合には任意の撤回を認めることが合理的です。」
- 89 頁 [4] 判例と裁判実務 の第2段落2行目「理解されます」の後に次の1文を補充
(厳密には、契約の成立は法的評価であって、締結を主要事実として把握すべきですが、主張等に対する評価の問題としては、特段の問題がない限り、裁判上の自白を認めるのが通例です)

- 100 頁 4 行目 「適用がもたされる」→「適用がもたららされる」
- 104 頁 ポイントを落とした「訴訟上の責任と訴訟上の義務」の 3 行目
「両者は区別されて用いられて」→「両者は明確に区別して用いられて」
同一箇所の下から 3 行目の末尾括弧内
「近時の議論にある」を削除
- 146 頁 第 2 段落
「訴え提起の効果としての時効中断効・期間遵守効（民法 147 条 1 号，149 条）」
↓
「訴え提起の効果としての時効中断効（民法 147 条 1 号，149 条）・期間遵守効（会社法 826 条等）」
- 152 頁 下から 9 行目
「平成 3 年判決の射程が」→「平成 3 年判決の射程は」
- 153 頁 [2] 抗弁先行型
5 行目
「債権の二重行使を禁圧することを優先し」→「債権の二重行使の禁圧を優先し」
6 行目
「やむを得ないこととなります」→「やむを得ないと考えることとなります」
- 155 頁 2 小問(2)について
4 行目 「として禁止されます。」を削除し，以下のとおり修正
「に該当します。この場合，甲の提起に係る債務不存在確認の訴えの利益が失われるものと解されています（講義 142 頁）。」
- 157 頁 下から 6 行目 「また」→「更に」
- 204 頁 下から 3 行目 「判決に至るような」→「判決に至る」
- 211 頁 2 法人説(判例・通説) 3 行目「これを支持する学説によれば」の後
「決議は法人の意思決定として」→削除
「実体法上最も利害を感ずるのは法人はずであって」
「会社法人を除外した訴訟では会社これを拘束」
- 240 頁 1 行目 「実体権的権利」→「実体的権利」
- 252 頁 6 行目 「主張できることなり」→「主張できることになり」
- 253 頁 下から 4 行目 「これまで検討してきた」→削除
下から 3 行目 「口頭弁論の諸原則」の後に (VIEW POINT 参照) を挿入
- 255 頁 下から 4 行目 「される」→「する」
- 258 頁 12 行目 「このような」→削除
14 行目 「局面であるといってよい」→「局面であることにあるとってよい」

- 288 頁 VIEW POINT を除いて 5 行目 「(弁論主義第 3 原則)」→「(弁論主義第 2・3 原則)」
- 289 頁 下から 10 行目 「証拠調べ手続」→「証拠調手続」
- 291 頁 最終行
「これは、所持者である公務員自身又は所持者である公務員と」
→「これは、所持者自身又は所持者と」
- 293 頁 ポイントを落とした部分の第 1 段落末尾
「最高裁 HP」→「判タ 1285-74」
*これは原稿段階で公刊物未登載だったところ、最近、判例雑誌に掲載されたことによる補正
(将来的には民集に登載された時点で更に補正する予定)
- 300 頁 下から 9 行目 「申出方法の 1 つであって」→「申出方法の 1 つであり」
- 301 頁 1 行目 「異なることが考慮されているのです」
→「異なることを考慮するものです」
- 305 頁 13 行目 「民事訴訟観の修正」→「民事訴訟観に修正」
- 306 頁 下から 6 行目 「基本構造を問う」→「基本構造の理解を問う」
- 328 頁 下から 7 行目 「終局判決には」→「終局判決は」
- 343 頁 下から 8 行目
「建物収去土地明渡し」→「建物退去土地明渡し」
- 351 頁 下から 5 行目 「前段である」→「前段にある」
- 352 頁 下から 15 行目 「を制約する機能をもつこと」→「が制約されること」
下から 3 行目 「結論を採る」→「結論を採る」
- 359 頁 ポイントを落としたところの 4 行目 「設問 3」→「ここ」
- 363 頁 3 行目 「確定したとき」→「確定したときとしては」
- 369 頁 下から 5 行目 「先決的法律関係の」を削除
- 370 頁 (2) 5 行目 「この場合、」から同頁最終行までを以下のとおり修正

もっとも、前訴請求を認容する確定判決の既判力は、実体法上の一物一権主義を媒介として乙の提起に係る所有権に基づく土地明渡請求の後訴にも及ぶものと考えられています。甲の所有権に基づく返還請求権と乙のそれとは実体法上両立しない関係にあるため、後訴を許容することは前訴の紛争解決機能を阻害すると考えられるからであり、かかる矛盾関係においても既判力が及ぶものと説明されます。このような理解によれば、後訴審理では、前訴判決の基準時において甲が所有権に基づく返還請求権を有する者であることを前提に、乙の主張が基準時前の事由を理由とするものであるときには、実質的に矛盾し合うものとしてこれを排斥し、基準時後に乙が A 土地所有権

を取得したことを理由とするときには、基準時後の新事由としての当該主張の適否を審理すべきこととなります。

しかし、既判力は訴訟物判断に生ずるとの民訴法 114 条 1 項に関する解釈命題を前提とする限り、訴訟物たる請求権レベルでは訴訟物が異なる以上、既判力が矛盾する関係にあるとは言い難いのではないかと思います。一物一権主義による排他性が機能することによって実質的に矛盾関係にあるものとして措定されるべきものは、「所有権に基づく返還請求権」ではなく、「△土地所有権」であって、あくまで先決的基礎での矛盾関係にとどまるはずであって、上記のような矛盾関係論によって審理内容の拘束を考えると、実質的には理由中の判断による拘束を認めることにつながりますので、理由中の判断には明確性・安定性を欠くリスクが伴うことを考えると（450 頁参照）、おそらくは学説が論じているほどには簡明な基準ではないと考えます。この点、判決理由中の判断における拘束力付与を構想する争点効理論が本件のような矛盾関係を射程に入れている（新堂 677 頁）のは、訴訟物レベルでの既判力の矛盾抵触は生じないとの理解を基礎にするものといえます。また、そもそも判決効という訴訟法上の効力範囲の確定基準に実体法の概念を入れ込むことには違和感が残ります（口頭弁論終結後の承継人における依存関係説や反射効の議論においても同様です）。

373 頁 VIEW POINT 内の 3 行目 「されることにより」 → 「されることによる」

376 頁 2 行目 「このため」 → 「このようなところから」

385 頁 問題文を除いて 5 行目 「契約成立事実」 → 「契約締結事実」
下から 7 行目 「契約の成立」 → 「契約の締結」

388 頁 問題文を除いて 4 行目 「すなわち」 → 「その上で」

389 頁 11 行目 「設問 2 では過失に」 → 「設問 2 は、過失に」

393 頁 VIEW POINT を除いて 6 行目
「勘案して当事者が最も適するもの」
→ 「勘案して、当事者が最も適すと考えるもの」

397 頁 13 行目 「取下げの場合においても」 → 「取下げの場合も」

403 頁 第 2 段落「なお、」の後
「訴えの利益としての訴訟要件として」
→ 「訴えの利益という訴訟要件の問題として」

410 頁 [2] 被告のみの控訴の場合 1 行目
「原告は控訴も」 → 「原告が控訴も」

436 頁 6 行目 「度第 2 問)で」 → 「度第 2 問) (⇒414 頁)で」

451 頁 下から 8 行目 「登記保持権限」 → 「登記保持権原」

507 頁 あとがき
下から 6 行目 「この点が」 → 「この点から」
下から 2 行目 「コンメンダール」 → 「コンメンタール」

524 頁 判例索引末尾 「未登載」 → 「判タ 1285-74」